

# マイナンバーカード休日窓口について

11月は産業まつり会場でマイナンバーカード申請サポートも行っておりますので、ぜひご利用ください。

**日時** 11月12日(日)  
午前9時～午後2時

**場所** 産業まつり会場内  
(役場住民課での開設はありません)

**内容** マイナンバーカード交付申請

※会場内で申請された方には、図書カード  
プレゼントします！

**日時** 11月25日(土)  
午前9時～正午

**場所** 役場 住民課

**内容** マイナンバーカード交付申請・カード  
の受け取り・電子証明書の更新

## マイナンバーカード申請に必要なもの

- ・本人確認書類
- ・通知カード(お持ちの方のみ)
- ・住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- ・個人番号カード交付申請書(お持ちの方のみ)

産業まつり会場での  
マイナンバーカード交付申請は、  
電話にて事前予約をしていただくと  
受付がスムーズです。  
事前予約は住民課戸籍住民係  
(内線256)まで



## 社会保険料(国民年金保険料)控除が受けられます ～年末調整・確定申告まで大切に保管を

### 【控除証明書専用ダイヤル】

・TEL 0570-003-004(ナビダイヤル)

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、令和5年1月1日から令和5年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書または領収書を添付してください。

また、令和5年10月1日から令和5年12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのお問い合わせは、控除証明書のはがきに表示されている専用ダイヤルにお問い合わせください。